

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成29年6月29日 午前10時～午後1時31分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

| | |
|------------|------------|
| 委員長 福田 俊一郎 | 委員 杉 菌 道 朗 |
| 副委員長 森 満 晃 | 委員 井 上 勝 博 |
| 委員 新 原 春 二 | 委員 持 原 秀 行 |
| 委員 瀬 尾 和 敬 | |

○説明のための出席者

| | |
|--------------------|-------------------|
| 市民福祉部長 上大迫 修 | 保険年金課長 西 田 光 寛 |
| 市民課長 瀬戸口 良一 | 障害・社会福祉課長 有 西 利 朗 |
| 課長代理 坂 元 久 徳 | 高齢・介護福祉課長 遠 矢 一 星 |
| 環境課長 内 田 泰 二 | 保護課長 松 尾 和 俊 |
| 川内クリーンセンター所長 原 暢 幸 | 子育て支援課長 知 識 伸 一 |
| 市民健康課長 檜 垣 淳 子 | |

○事務局職員

| | |
|---------------|-------------------|
| 事務局 長 田 上 正 洋 | 管理調査グループ員 堀之内 孝 充 |
|---------------|-------------------|

○審査事件等

| 審 査 事 件 等 | 所 管 課 |
|--|---|
| 議案第88号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査) | 環 境 課 川内クリーンセンター |
| 議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第96号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査) | 市 民 課 市 民 健 康 課 |
| 議案第95号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査) | 保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課) |
| (所管事務調査) | 障 害 ・ 社 会 福 祉 課 高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 保 護 課 |
| 議案第89号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第93号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 子 育 て 支 援 課 |

△開 会

○委員長（福田俊一郎）それではただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターは同時に審査を行います。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は委員長において随時許可します。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第88号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第88号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、議案第88号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案つづりその2の88-1ページをお開きください。

提案理由は、本会議におきまして市民福祉部長が説明しましたので省略いたします。

提案理由にあります薩摩川内市一般廃棄物処理施設整備事業審査委員会につきましては、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業の業者選定等を行うために設置した委員会ではありますが、業者選定等の一連の作業が全て終了したことから同委員会を廃止するものでございます。

以上で議案第88号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、環境課にかかわります所管事務の説明をいたします。市民福祉委員会資料の1ページをお開きください。

川内クリーンセンター基幹的設備改良事業についてでございます。

この事業につきましては、委員会ごとに説明してきておりますが、今回は、概要等と工事全体スケジュールを説明させていただきます。

1の事業概要でございます。川内クリーンセンターでございます焼却施設・粗大ごみ処理施設・浸出水処理施設・資源ごみ処理施設の延命化を図るために、DBO方式による基幹的設備改良事業を進めているものでございます。

2の受注業者でございます。三機化工・植村特定建設工事共同企業体でございます。

3のこれまでのスケジュールでございますが、本年度は、改良工事の実設計について、プラントや土木・建築などの部門ごとに詳細な協議を進めております。

4の今後のスケジュールですが、10月に着工の予定で準備を進めておるところでございます。

次に、5の工事全体スケジュールです。各施設の更新箇所と工事期間を説明いたしますので、

2ページをお開きください。

全体の工事期間でございますが、上から2番目の段になりますが、平成29年10月から平成32年2月までを予定しております。

次に、左の欄になりますが、それぞれの施設ごとに工事期間等を説明してまいります。資料の3ページのほうに、川内クリーンセンターの全体の配置図と、配置図から吹き出しでそれぞれの施設を表示してありますので、こちらのほうもあわせてごらんください。

初めに、焼却処理施設でございます。平成29年度は2号炉を重点的に更新いたします。更新箇所は、左側のほうに1からずっと番号を振ってございますが、1の受入供給設備から8の計装設備までと10の建築工事でございます。工事期間は本年10月から平成30年2月までとなっております。

平成30年度は1号炉を重点的に更新いたします。これ、ちょうど表の真ん中あたりになります。更新箇所は、2号炉と同じく左側に記載してありますとおり、1の受入供給設備から8の計装設備までと10の建築工事でございます。1号炉の工事期間は平成30年10月から31年2月までとなっております。

右端の平成31年度でございますが、31年度は建築工事が主体となっております。建設工事は、階段・床・防熱・配管等でございます。工事期間は平成31年9月から平成32年2月までとなっております。

なお、1号炉が工事期間中の際は、残りの炉はエンドレス運転を実施するため、土日も稼働しております。

次に、中段の粗大ごみ処理施設でございます。粗大ごみ処理施設は、平成30年5月から処理装置の更新と部品交換を行います。更新箇所は、左の欄に記載してあります1の受入供給設備から8の電気・計装設備まででございます。平成30年の第5週目に水曜日がある月を中心に実施いたします。この第5週目の水曜日は燃えないごみの回収のない日でございます。

次に、その下の浸出水処理施設でございますが、処理装置の更新と部品交換を行います。更新箇所は、左側の欄に記載してあります調整槽設備から6の雑設備まででございます。工事の時期は、平成32年2月ごろの雨の少ない時期に実施する予

定でございます。

次に、一番下の段の、資源ごみ処理施設でございますが、こちらは平成31年6月から7月までと9月から10月までの資源ごみの搬入がない第5週目を中心に実施いたします。

工事時間は、原則午前8時から午後5時までとし、毎週日曜日は休業となります。しかし休炉期間、焼却炉がとまっている期間につきましては、日曜日のほうも作業を実施すると聞いております。

また、工事期間中は材料等の搬入で工事車両が多くなりますので、大型車両搬入時は誘導員を配置し安全対策に努めてまいります。

なお、小倉地区と川底地区の代表者で組織される川内クリーンセンター対策委員の皆様には、5月24日に説明会を開催し、同じ内容で説明しております。

それと川底地区の住民の説明会は来月7月9日(日)に開催予定となっております。

また、小倉地区の皆様は、説明会ではなく資料配付をとのことでございましたので、すぐに対応させていただいております。

以上が、川内クリーンセンターの基幹的設備改良事業についてでございます。

続きまして、委員会資料の4ページをお開きください。川内汚泥再生処理センターの失火について説明をいたします。

1の失火の原因、概要でございます。5月中旬に2度にわたり火災報知機(煙感知機)が作動いたしました。警備会社のセコムからの通報で、消防署員が出動する事案が発生しました。火元はいずれも汚泥再生処理工程で製品化をしている炭化製品が、フレコンバッグ内で発熱し、溶け出した炭化物が可燃物に到達し、失火となったものでございます。

2の発生日及び被害でございますが、1回目が5月6日(土)の午前0時30分ごろで、木製パレットと電源用ケーブルに被害が発生しております。2回目は、5月25日(木)の午後10時30分ごろにプラスチック製のごみ箱等を焼失させております。

3の発生時の対応でございますが、1回目は原因を究明するとともに、再発防止対策をとるよう指示しておったところでございますが、このような中、2度目が発生しております。2回目は温度管理が可能な場所に保管していたにもかかわらず、

隣室との扉があけてあったために、流れ出た炭化製品が、プラスチック製のごみ箱に達し焼失したものでございます。

このことから、委託契約の規定により、文書により改善勧告を行っております。勧告日は平成29年5月29日でございます。これを受けて、回答が平成29年6月15日に参っております。

改善勧告の内容でございますが、ここに1から6まででございます。火災発生の原因を報告すること、再発防止策を講じること、事故発生時の体制構築、防火管理体制の徹底など6項目を指示しております。

5の勧告に対する回答でございますが、造粒機が原因の一つとして考えられるが、引き続き原因の特定調査を続ける。それと資源循環サービスが今、運営しておりますが、これだけではなく特定建設工事共同企業体、これは汚泥再処理センターをつくった企業でございますが、こちらのほうもあわせて原因究明に取り組んでいくという旨の報告を受けております。

業務改善計画では、炭化製品の蓄熱・異物混入など発熱原因と考えられるもの全てについて適切に対応していく旨の報告を受けております。

以上で、環境課の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） 課長、失火についての説明を。

○環境課長（内田泰二） 「失火」という言葉を使っておりますが、これ、辞書で引いてまいりました。過失から火事を出すことという意味でとっていただければと思います。

それと、今回、本日は使いませんでしたが、「出火」という言葉につきましては、これは火災を起こすこと。

ですので、失火は過失で火が出る、わざとではないということ。それと出火には、放火とか、そういうのも含まれるというような意味合いであるということでございます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありましたけれども、委員会資料の説明以外の所管事務調査も含めて質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今の失火のことなんですけれども、これを見る限りは、まだ原因説明が十分できていないと。

問題はこの炭化製品が発熱したんじゃないかと

いうことなんですけれども、炭化製品じゃない、炭化物を封入後、発熱したんじゃないかということなんです、これは炭化製品として売っているものと同じなんですか。

○環境課長（内田泰二） 「菜生くん」という名前で、10キロ袋と、あと350キロ入りのフレコンバッグで販売をしております。

○委員（井上勝博） そうすると、製品として出したものが発熱する可能性というのはあるんですかね。

○環境課長（内田泰二） 最初、詰め込んだ時点では、出てくるところが、機械からはベルトコンベヤーで出てくるところが、大体30度ぐらいございまして、それが袋の中に入りまして、放熱、熱の逃げるところがなくなって、今回は熱を持って失火したんじゃないかということでございますが、製品として販売する際は、完全に放熱が済んだ状態、温度計測もしておりますけれども、4週間ぐらいはストックヤードに置いてから販売しているということでございますので、失火のおそれはないと考えております。

○委員（持原秀行） 汚泥再生処理センターのこのストックヤード、これはどういったような構造になっているんですか。

○環境課長（内田泰二） スtockヤードは場所ですと、一番南西の角側にある、広さでいいますと、この半分、この委員会室の半分ぐらいの部屋なんですけれども、最終的に工程の最後で炭化製品が出てくるところで、機械が10キロ詰めに袋を詰める箇所と、フレコンバッグに入れる箇所と2カ所ございまして、それをまた隣の部屋で一たん冷まして、冷めたものをストックヤードに、これは3段積み、結構保管できる倉庫みたいなのがあるんですけれども、そういった形をしております。

○委員（持原秀行） 私が言いたいのは、どういったような形式で建っているところなんですかということですよ。

○環境課長（内田泰二） 建物的には一体の建物の1部屋なんですけれども。天井高が5メートル以上ですね。フレコンバッグを四、五段は詰める高さがありますので。

あそこの建物と同じ高さぐらいというイメージしていただければ。

○委員（持原秀行） 鉄筋コンクリート建てです

かね。どうですか。

一体的にやっぱりしっかりと原因がこここのところではっきりとわからないようであれば、何か冷やすものとか、何かそういうのをやって、もしこれが全体に回って大変な火災になれば、このセンサーそのものの処理ができなくなるんじゃないですか。

だからやっぱり厳密的に言えば、これは早急にやっぱり原因究明をしてやらないと、不安じゃないですか。

○環境課長（内田泰二） 原因は、今、究明中でございまして、対応につきましては、温度管理を、センサーを夜中でも温度を見られるセンサーを今回設置したということと、それと今、フレコンバッグはビニール製ですかね、そのまま冷やしていますけれども、このままでは溶け出たときには、流れ出すというのがありますので、鉄製の、フレコンバッグが入る鉄製の箱を6個つくりまして、今、それぞれに入れて、もし熱を持っても外に流れ出ないようにというのを、もうこれはもう対策はとられています。

それとあと、その鉄箱の上に、散水装置をつけられまして、それと電熱器をつけて、温度が上がった場合は、有人じゃない場合、夜間ですね、もし発熱した場合は散水ができるように、その装置ももう近々設置するというで聞いております。

それとあと、炭化炉を、炭化製品をつくる炉の中も年に1回の点検だったと聞いておりますが、今後は当面は1カ月に1回は中を見て点検をして、異常がないか確認をしていくということで報告を受けております。

○委員（杉藺道朗） 先日の確認の意味でちょっとお聞きしたいんですが、一般質問の中でエコパークの件について質疑がありました。議員の発言の中に、遮水シートの破損があるような発言がありましたけれども、これが事実であるとするならば、地域住民を含めて施設に対する信頼感というものが損なわれるわけですが、これに対して、当局のほうの答弁の中には、それにかかわるような答弁は一切なかったですし、肯定もないし否定もなかったわけですよ。果たしてこういう事実があったのか、まずそこを教えてくださいと思います。

○環境課長（内田泰二） エコパークのほうでございまして、平成27年の1月から搬入が始まっ

ております。これまでの間、結論から言いますと、遮水シートが破損したとか、そういう報告は一切受けておりません。

それと、エコパークと本市は環境保全協定を結んでおりまして、ふだんの河川水、本会議の中でもありましたが、河川水の調査結果とか、あと事件、事故、そういうものがあつたときは、速やかに市のほうに報告をしていただくように取り決めはなっております。

それとまた、安全監視委員会という大学の先生が4名入っていらっしゃいます。私も委員で入っておりますが、安全監視委員会が開催されまして、設備の点検、そういったのもありまして、その中でも安全性が確認されております。

また、地元の方々も安全監視委員会とは別に連絡協議会というのがございまして、その中で、全ての説明等を受けておられます。その中でも、今まで遮水シートに穴があいたとか、そういう話は一切ございません。

○委員（杉藺道朗） 特に一般質問を含めて本会議場での発言というのは、言われるようにネット通信、配信もされているし、多くの方がごらんになっているというふうに思います。

そのような中において、発言された議員がどういう資料というか、そういうものがあつて、ああいう発言に至ったかは直接聞いておりませんので、私もわかりませんが、私もちょっと資料を取り寄せて、エコパークのそういう今までそういういろんな安全監視委員会とかいろいろ言われましたから、いろんな数値等がある部分打ち出してみたいんですけど、特にもう異常があるようなことはないわけで、であるならば、あのときの発言そのものも少しちょっと問題になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それを当局がその後、もしくは本会議、一般質問が終わった後なりでも、該当の議員に対して、それは、いや、違いましたよとか、そこあたりのところを、どのように対応されたのかなというふうに思うんです。

そういうある意味間違った情報というか、そういう部分がひとり歩きしてしまうと、大変なことになるんですよ、これが。

だから、私だけじゃなくして、恐らく本会議場内で聞いておられた議員の方々、疑義を持たれたんじゃないかなと思って、あえて本会議の場でこ

うしてお聞きをするんですけどね。どのように捉えていらっしゃるんですか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 議場での答弁の中で、議員の言われた部分で、そういった報告を受けておりませんという完全な否定であります。そういうのをしなかったのは、ちょっと私の対応の不利の部分もあったというふうに思います。

今、杉菌委員が発言なされました終わった後にそういった原因が今回どこにあったのかといった形の問い合わせのほうは、当局において議員のほうにはいたしておりません。いないのが状況でございます。状況だけの説明になりますけれど。

今後同じような部分がある他の案件であったときなどについては、委員御指摘のとおり、議場の即座において、その出典でありますとか考え方、根拠について、どうだったかという形の対応をとっていかなければ、インターネット等を含めてごらんになっておられまして、違った形で情報が流れていくことになりますので、適切な対応に今後努めていきたいというふうに思っております。

なお、この後になるかと思っておりますけれども、実際にそのようなことがあったのかということは、改めて関係の議員のほうに確認をとってみたいというふうに考えてございます。

○委員（杉菌道朗） 今回から反問権についても、少し中身がある意味確認ができるような形についての変更もなされているわけですので、反問も使われるという部分はどうかという部分はあったにしても、そこらあたりも十分配慮をしながら、そういう、特にああいう本会議場の場、この委員会の場も大事ですよ、はっきり言って。やっぱりこの言葉というのはひとり歩きしてもいけませんし、そこらあたりはしっかりした対応を今後十分とっていただきたいということ、意見として申し上げておきます。

○委員（井上勝博） 改めて、このクリーンセンターの基幹的設備改良事業について、かなりの金額での事業だと思うんですけども、ちょっと改めてどのぐらいの事業なのか、金額的なところをまず確認したいんですけど。

○環境課長（内田泰二） DBO事業として実施しておりますので、工事自体で申しますと、3年間は24億円程度の事業費となります。それと全体事業費が23年間の委託契約を含めまして107億5,000万円、これから24億3,000

万円を引いていただければ、その残りが委託契約の金額となっております。

○委員（井上勝博） 今度の更新での1号炉と2号炉も更新されるんですけども、これは今までの性能と同じということなんですか。それとも希望的には縮小するのか、それとも強化するのか、そこはどうなんでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 性能的には一緒でございます。

ただ、一部空冷で冷やしていた部分がございますけれども、炉の中を空気の冷却空気冷やしていたんですけども、それを水冷式に改めるというような点はございます。

○委員（井上勝博） こういう焼却施設というのは、大変なお金がかかるわけで、ごみの減量化ということがすごく大事だと思うんですね。

それで、最近の傾向として、最近読んだ書籍からですけれども、文献からですけれども、一般の家庭用ごみというのは分別なども進んで減少傾向にあるんですけども、事業系のごみはやはり減らないという現状があって、この事業系ごみというのは、比較的再生したりとか、いろいろ、例えば紙がいっぱい出てくるとか、同じプラスチック製品がいっぱい廃棄物として出てくるとか、そういうものになっているので、それはリサイクルしやすいごみだから、事業系ごみをどう減らすかということを研究するという方向が出てきているみたいなんですけれども。

いわば産廃はあっちのエコパークへ持って行くんですけども、クリーンセンターでも事業系ごみは扱っているんですよ。それはどのぐらいなんでしょうか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸） 事業系ごみについてでございますけれども、これは決算でも報告することになっておりますが、平成28年度実績で事業系の可燃ごみ、これが6,021トン、それから事業系の不燃ごみ286トン、それから事業系の資源ごみ、これが181.7トンという実績が出てございます。

○委員（井上勝博） これは割合としてはどのぐらいかわかりますか、大体、全体の中で占める割合というのは。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸） 全体でこの事業系可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ合わせて、全体の23.8%ぐらい。

○委員（井上勝博）資源ごみは資源で出しているんでしょうけれども、この焼却ごみの6,021トンとかなどは、やはり事業系ごみの場合は比較的大量に同じ種類のもが出るという傾向があるというふうに聞いているんですけども、その辺の実情はどうなんでしょうか。そういうことではないですか。

家庭ごみはいろんなものが混じってくるわけですけども、事業系ごみというのは、一つの材料でいろいろやっているから、単純に大量に出しているものが多いと。だから比較的再生しやすいというふうに聞いているんですけども。その辺の特徴的なことは何かないんでしょうか、感じていらっしゃるのでしょうか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）事業系の廃棄物、事業活動に伴って排出される廃棄物、基本的には産業廃棄物になります。その中で、種類がありまして、業種を指定して出されるものについては、もう必ず産廃になります。紙類につきましては建設業であったり印刷、そういう会社ですね、企業については産廃になりますので、そういったところからは入ってきません。一般の事務系のところからであれば、紙類が入ってきたり、そういったものがありますけれども、薩摩川内市としては、一般廃棄物処理計画をつくっております。

その中で、事業者は市の分別等に協力しないといけないということで、分別についても市民の方々の分別と同様の分別をお願いしてございます。

ただ、やはり飲食店の方々が搬入される場合には食品残渣が同じ時期に入ってきたり、あるいはそういう紙類でも薬剤塗布された感熱紙、感圧紙、カーボン紙等を使ったものですね、そういったものが同じ時期に一気に入ってきたりとかするんですけど、焼却に際しましては、ごみピット内でよく攪拌しながら、焼却に支障がないように処理してございます。

○委員（井上勝博）事業系ごみについては、今言ったように、全国的にもそれを少量化するというか減らす方向で進めていこうという動きがあるようですので、それは研究していただいて、やはりできるだけ物を燃やさないという方向を探求していただきたい。そうやってやっぱり経費なども節約できるようにしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員（瀬尾和敬）委員長、このクリーンセンターと汚泥再生処理センター、これはこの委員会として調査をすべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。しかるべきときにですね。いかがでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）また、委員の皆さんのちょっと御意見等も承りまして、この後、協議会も開催しますので、そこでまた御意見を承りたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（川畑善照）先ほど汚泥再生処理センターの持原委員の質問の中でちょっと関連するんですけど、これは結局ストックヤードの木製パレットを焼いて、そして電源用のケーブルを焼失したと書いてあるんですけど、クリーンセンターには先ほどありましたように、空調設備があると。ここの空調設備はないんですか。冷やすものということ。

それから、空気を通す、循環させる、空気を循環させる、あるいは今度は工程の問題ですね。あそこに入れる前に、温度は何度まで下がってからストックヤードに入れるとか、そういう規律はないんですか。

○環境課長（内田泰二）ベルトコンベヤーを出てくるときは、先ほど30度前後と言いましたけれども、そのフレコンバッグに入れた後に、水冷の蛇腹のスパイラルというんですけど、ぐりぐり回って、中を水が循環して冷やす装置が、それをフレコンバッグの中に入れてとって、いっぱいになったらそれを隣の部屋に移して、水道につないで冷やすというような作業もするんですけども、それでも熱を持つことがあるらしいということで聞いております。

それで、今回はそれだけでも熱を落とせないということで、計測値をつけたりスプリンクラーをつけたりというような対策をとるということでございます。

○議員（川畑善照）要望なんですけど、結局起こってからスプリンクラーとかという、そういう問題じゃなくて、起こさない作業工程、そしてストックヤードのあり方というのが一番問題だと思

いますので、そういうところを十分、専門家でないといけません。

○議員（落口久光） 済みません、同じ質問になるんですけど、5月に2回ってなっていますよね。今までなかったのかというのがすごく疑問なんです。普通に考えるのは、条件が変わった、中の内容物が変わったとか、いろんなのがあるんですけど、そういうアプローチがされていないような気がするのと、鉄製の枠に入れてということらしいんですけど、それだと逆に蓄熱しそうな気がするんですよ。

だから、言いたいことは、もうちょっと角度を変えて見てもらうようにしたほうがいいなというのと、もう後は温度だけでなく、多分湿度管理もしないといけなかったんじゃないかなという、ちょっと素人考えで、ちょっと気がして。5月ですから、かなり天気よくて湿度も下がっていたような気がするんですよ。

だから、そういうふうな見方を見ながらで、多分入られているとは思いますが、消防とかのアドバイスもいただきながら、対策のほうはもうちょっと打たれたほうがいいのかと思いますので、ちょっとお願いしたいなということで意見しました。

○環境課長（内田泰二） これまでは、火が出たことはないんですけども、温度が上がったというのは過去あったということは聞いております。

それと今回の場合は、先ほど説明しました造粒機という粒々にする機械があるんですけども、それを交換した後に2回とも火災というか温度が上がる現象が出ていますので、そこらあたりもあるのではないかとということで、そこもまた原因は究明していくということで聞いております。

それと湿度をお話しされましたが、やっぱり定期的に湿度と、あと晴天が続く、気温が上昇するときに、こういう傾向も見られるというふうで聞いております。

それで、他市の状況ですね、なかなか同じようなスタイルではないんですけども、福島県にある、やっぱり汚泥炭化をつくる製品のところも、1回失火したようなふうで聞いております。

それとあと2回目の失火の後に、消防と警察が来られまして、私どもと立ち会いして、原因の現場検証をされたんですけども、この中では、放火とかたばこの不始末の可能性はないということ

と、あと蓄熱で温度が上って冷却が足りなかったのではないかとということですね。それとあと化学反応でもなかったということの消防の見解はいただいております。

ここらあたりも含めまして、また、SPCのほうには原因究明をするようお願いしたいと思えます。

○委員長（福田俊一郎） 鉄製の箱については、温度が上がりそうだという。

○環境課長（内田泰二） 鉄製の箱は、相当SPCのほうもいろいろ研究されて、それに到達されたというようなふうには思っているんですけども、ちょっと温度がどの程度の変化をしているかというのは、今調査中ですので、また、どこかの時点で効果がどうだったというのはお知らせしたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次は、市民課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一） 委員会資料の5ページをごらんください。

マイナンバーカードの現時点の交付状況を説明させていただきます。

まず、1番です。マイナンバーの通知カードを返戻分の保管状況です。通知カードが書留送付されまして郵便局の保存期間を経過したものが、宛所に尋ねありませんということで市役所に返されたもので、6月1日現在507通ございまして、今後、未受領者に対しましては実態調査等で対応していきたいというふうで考えております。

次に、2番、マイナンバーカードの交付状況です。中ほどのグラフは、住基カードが、左から平成17年から平成27年まで推移いたしまして平成27年12月27日で終了しております、新たな交付が、平成28年1月からグラフ上部の黒い

部分になります。マイナンバーカードの交付が始まり現在に至っており、住基カードと合わせまして2万4,003枚となっております。

下の表はマイナンバーカードの交付の推移で、県と全国平均よりは若干多い状況になっております。

なお、カードの利活用については、市内のマイナンバー制度導入作業部会で検討中となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたけれども、委員会資料のほかも含めて質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） 1点だけ説明をお願いします。

申請枚数と交付枚数、未枚数という数で、全国的にも全部変わっているんですが、当市では2,000枚ぐらいの差が生じているんですけども、この説明をお願いします。

○課長代理（坂元久徳） 申請枚数ですが、これは薩摩川内市の新規の方がマイナンバーカードを交付を申請されるときに地方公共団体情報システム機構なんですけど、そちらに申請をされた枚数が5月31日時点で1万1,682枚ということで、右のほうの交付枚数というのは、申請を受けて、その地方公共団体情報システム機構が市のほうにカードをつくって送ってくるんですが、それを申請をされた市民の方がとりに来られて、とられた枚数が9,624枚ということになっております。

○委員（新原春二） そうしましたら、あと2,058枚という数は、申請をしたけれども受理されなかったということで理解していいんですか。

○市民課長（瀬戸口良一） 申請から住民の人にお渡しするまで大体最短で一月ぐらいかかっております。ですから、通知しているんですけど、まだとりに来ていらっしゃる方がいるということになります。

○委員（持原秀行） マイナンバーカードの使用する範囲ですね、利用できる範囲、ちょっと私も不勉強で、今、住基カードを使って印鑑証明とか1枚とれますよね。マイナンバーカードで使える範囲というのは、どんな範囲なんです。聞くところによれば、マイナンバーカードで印鑑証明がとれないとかという、そういうのがありますかね。

○市民課長（瀬戸口良一） 原則、現段階では住基カードとマイナンバーカード、コンビニで印鑑証明、全く同じでとれます。

ただし、このマイナンバーカードの付加価値について、国が今、ロードマップというのができておりまして、マイナンバーカードの法的個人認証サービス等の中に、一つは身分証明書としての利用があります。その中に、今までもできていたんですけど、マイナンバーカード等へは今後旧姓併記など券面記載事項の充実、これも今後総務省から来るんですけど、旧姓を表示したりとか、あと行政サービスにおける利用ということで、まずその中にはコンビニ交付もあります。

そのほかにカードの多機能化ということで、この前の質問でもちょっとあったんですけど、マイキープラットフォームといいまして、全然違う番号を付番して、図書館とか施設とか、そういうところで使うということが、今ちょっと始まるようとしています。

次に、民間サービスにおける利用になります。これはもう公的個人認証という、全くマイナンバーカードの番号とは違うんですけど、そのサービスを使いまして、公的個人認証サービス等の民間によりまして、インターネットバイキングですとか、いろんなものの活用が今国のほうに検討されております。

それと、あともう一つが大きく言いますと、マイナポータルの利便性向上ということで、今度7月から試験的に運用し出す、マイナポータルがですね。要するに個人のホームページというものが動き出します。

最後に3点目が、アクセス手段の多様化ということで、スマートフォンなんかによるマイナンバーカードの機能と全く同じことができるものが開発されて、セキュリティーも大丈夫ということを知っております。

以上のように、総務省からのいろいろなロードマップが出ておりまして、それに対しまして、順次、市としてどのようなものを取り組んでいくかという形になります。ですから、新たなものを取り組みますと、住基カードではそれはできませんので、新たなマイナンバーカードじゃないとできないという形になります。

○委員（瀬尾和敬） 今の持原議員のと少し似ているんですが、例えば個人の証明をするときに、

まず何を求められるかという、運転免許証か、それから保険証とかが主なんですよね。これマイナンバーカードで、じゃいいですよというのは、なかなかないんですよ。だからそういうところが、マイナンバーカードが普及しにくい一面があるんじゃないかと思うんですけど。それはどうなんでしょうか。

○市民課長（瀬戸口良一） マイナンバーカードについては、コンビニに行きますと、置きまして、暗証番号を入力しますと、証明、本人ということで出てまいる仕組みになっております。

ですから、市役所の窓口では、やはり本人確認ということで運転免許証を確認したりします。

それとあともう一つは、もう郵送請求なんかによりますと、住所を送付が原則ですので、免許証のコピーと住所を送付で本人確認という形をとっております。

○市民福祉部長（上大迫 修） 恐らく質問の趣旨は、個人の確認をするのに、今は広く保険証であったり免許証であったりするんだけど、マイナンバーカードを提示してくださいといった形で求められる機会が少ない、要するに接する機会が少ないんだけどということだと思いますが、恐らく金融機関のほうなどについては、既にそういった動きのほうもあるとは思いますが、まだ広く今まで免許証だったものがマイナンバーに変わっているというような状態のほうというのはまだ確信的に私どもも把握はしておりませんが、徐々にそういった部分に切りかわっていくのだと思っております。

○委員（瀬尾和敬） 今おっしゃるとおりで、まだマイナンバーカードがしっかりとした市民権を得切っていないという、そういうもどかしさというのがあるんですよ。それを言いたかったんです。そういうことでした。どうもありがとうございました。

○委員（新原春二） 今からいろんなものがマイナンバーカードに付加されて、そういうプログラムがどんどん出てくると思うんですが、そういったときには銀行のカードなんかも含めて、個人的な情報を全部入れていくという話もちよっと聞いているんですが。

それじゃプログラムができた段階で、薩摩川内市がどういうものにマイナンバーカードを付加していくかということになった場合に、市民として、

それを拒否できるのか、あるいはずっと登録制なのか。こういうプログラムができましたよ、マイナンバーカードに入れませんかということで、市民に一般に公募して、それをイエスが出たときに入れていくのか。そこ辺のいろんなプログラムに対する市民のアタックというのか、そういうものはどんなふうになりますか。

○市民課長（瀬戸口良一） いろんなサービスは、やはり金融機関ですとか、やはり各自治体とか、いろんなサービスがあるんですけど、それをするしないというのは、公的個人認証と、マイナンバー部分とチップの中には公的個人認証というのがあります。ですから、その公的個人認証の部分を使って、いろんなサービスを開始するということです。

ですから、市が開始したらマイナンバーカードを持っている方は利用することはできるというふうに考えております。

ただ、金融機関なんかについては、まだ平成30年以降出ていますが、詳しい情報が出ておりませんので、そういうもの、結構な項目、国から示されていて、順次そのようなことはまた委員会等で周知、伝えていきたいというふうに思います。

○委員（井上勝博） 先ほども上げたマイナンバーカードでの活用という点で、図書館とか施設の関係をおっしゃったんですが、ちょっとよく意味がわからなかったんで、もう少し解説いただけますか。

○市民課長（瀬戸口良一） これはマイキープラットフォームといいまして、今、国が実験を開始しようとしているものです。ですから、チップのあき領域を使って、これはもう絶対マイナンバーカードとかそういうものは使えません。チップを使いまして、マイキープラットフォームといって、薩摩川内市立図書館の番号をそこに新たにマイキーというので付番しまして、それを利用して図書館を利用すると。これを使うことによりまして、全国の図書館がそのサービスを始めるという図書館、県立図書館ですとか、いろんな始めますと、1枚のカードでいろんなところの本を借りられるという形になります。これは施設についてもいいですし、施設予約なんかでも使われますし、ポイント制ですね、今、ポイントがあるんですけど、それにでも使おうという、今、検証は始まってお

ります。

そのような中は、先ほど言いました作業部会のほうで今後検討していった、市の対応を進めていくというふうに考えております。

○委員（井上勝博） 例えば、私なんか、アマゾンで中古の本を買おうと安いですよね。それでアマゾンで注文すると、あなたが興味のある本というのを紹介してくれるんですよ。これは便利なんだけれども、私の傾向というのをアマゾンは知ってしまっているわけですよね。どういう本をこの人は読むんだということをわかってしまうわけですよ。

これは本当に便利な反面怖い話で、個人情報もうどんどん流れていくということになるわけで、図書館でのこの利用という点で、マイナンバーで一人一人に番号がつけられて、この人はどういう嗜好を持っている人なのかということが一元管理されるという、そういう危険性はないんですか。

○市民課長（瀬戸口良一） マイナンバーのカード自体はマイナンバーは使いません、図書館の場合はですね。ですから、その中にいろんな情報というのは絶対入りません。

ですから、あと、アマゾンとかそういうものは、アマゾンのシステムとか、例えば薩摩川内市の図書館がそのような、借りられた人がどういう本を借りているというのは、それぞれの個々のシステムの課題となります。ですから、各課といいますか、図書館ですとかいろんな施設の問題になると思います。

ですから、そのカードの中には何もそういう情報は保存してございません。ましてや、図書システムのほうでマイナンバーが記録されるとか、そういうことはございません。全く別の番号を使います。

○委員長（福田俊一郎） 委員外議員による質疑等は。

○議員（川畑善照） マイナンバーカードをつかった方が役所の窓口で印鑑証明をとろうとしたとき、印鑑登録証を持ってきなさいと言われてた。ですから、役所にあった、あの機械設備ですね、末端の。あれが東口にあったのを廃止されたよね。やはり役所に来たら、別にまた印鑑登録証をとりかえたいかかかったと、こういう方がいらっちゃったものだから、それだったら、やっぱり市民課の窓口に機器を備えるべきだと思うん

ですが、そこはどう考えていらっしゃいますか。

○市民課長（瀬戸口良一） 住基カードと違いましてマイナンバーカードになると、これはもう国からの指導で、必ず窓口では印鑑証明、印鑑登録証で交付することとなって、マイナンバーカードでは、コンビニなんかでとれる形だったんですけど、今現在、その簡易証明サービスというシステムは無償でJ-LISから出ることが、この前通知が来まして、その機械を今窓口に置きまして、それでだったらマイナンバーカードでとれますので、導入を今検討しているところです。

○議員（川畑善照） 市民の要望ですので、お願いしたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）

質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第93号 平成29年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） まず、議案第93号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子） 市民健康課に係る補正予算の歳出予算について御説明申し上げます。

平成29年度第1回補正予算に関する説明書の18ページをお開きください。

まず、議案第93号、一般会計分から、御説明いたします。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、地域医療対策費2,116万2,000円の増額は、東京大学との共同研究に伴う甑島健康プロジェクトについて、国の過疎地域等自立活性化推進交付金の内示を受けたことに伴う地域運営組織への補助金の計上、及び県の特定期離島ふるさとおこし推進事業採択に伴い、上甑診療所及び鹿島診療所の医療機器整備に係る市の負担分を一般会計から国民健康保険直営診療施設勘定特別会計に繰り出すものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、同じく9ページをお開きください。

15款2項3目衛生費補助金、過疎地域等自立活性化推進交付金は、1,966万8,000円の増額で、国の推進交付金の内示に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

ここで、関連がありますので、市民福祉委員会資料の6ページをお開きください。

甌島健康プロジェクトに係る国庫補助金・推進委員会の概要について御説明申し上げます。

甌島健康プロジェクトは、3月にも御報告いたしました。東京大学医科学研究所との共同研究で、特定健診、長寿健診に7項目の検査項目を追加した甌診とその後に実施する健康体操を行うもので、この事業を実施することにより、骨折等を予防し、島外搬送等を減少させるためのプロジェクトになります。

甌島健康プロジェクトに係る国庫補助金は、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金で、地域資源を活用した過疎地域の自立活性化の推進4事業のうち過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業で、基幹集落を中心として、複数の集落の構成される集落ネットワーク圏における取り組みを支援するものであります。

集落ネットワーク圏における地域全体の活動は、地域運営組織（仮称）甌島健康プロジェクト推進委員会を中心として、総合的に進めていこうとするものであります。

交付金の上限額は2,000万円で、今回は、1,966万8,000円を活用するものです。

申請は市が行い、推進委員会に補助金として交付いたします。

次に、地域運営組織について御説明申し上げます。

名称は、（仮称）甌島健康プロジェクト推進委員会です。

目的は、集落ネットワーク圏形成支援事業において、地域住民がみずから考え、みずから集落づくりに取り組むことを求められており、具体的には、甌島健康プロジェクトの実施に取り組むことになります。

目標としましては、日常生活動作の維持、健康寿命の延伸を目指すための健診の受診率向上、体操への参加率向上などに取り組み、島外救急搬送の減少、医療費の削減を実現しようとするものです。

組織としましては、里地区、上甌地区、鹿島地

区、下甌地区の4地区の地区コミ会長及び健康福祉部会長、ただし下甌地区は4地区コミありますので、代表として青瀬地区コミになります。

そのほかに4地区の介護予防リーダーの代表の方をお願いしようとするものです。

推進委員会の会長は、里地区コミ会長で、事務局は里地区コミになります。

7月以降、おおむね2カ月に1回、委員会を開催しようとするものです。

次に、7ページをお開きください。

資料の上部の右側の事業実施体制は甌島健康プロジェクト推進委員会が運営主体となって、支援に東京大学医科学研究所、相良病院など、あと市の関係機関が入ります。

下の段の、集落ネットワーク圏の取り組む内容はネットワーク圏計画策定、オリジナル健診、運動プログラムを実施するための計画策定、組織体制確立では、計画を実施するための準備、推進を行います。活性化プラン策定では、甌島健康プロジェクト推進委員会の取り組みをさらに推進するための活性化プランを策定します。

その他としまして、事業基本計画の策定、オリジナル運動プログラムの開発、健康プロジェクト推進拠点の整備などを実施していくものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） 国のいい事業を取り入れていただきまして、本当にありがたいこととあります。ぜひ進めていただいて、甌島の活性化も含めてやっていただきたいんですが、2,000万円の上限で、1,966万8,000円の予算がついて、その執行をしていかれるわけですけども、この事業の年度ですね、1年でやっていくのか、3年でやっていくのか、期間がどの程度なのか。

それで、2,000万円相当のお金を使うというのは、相当な事業をしないとなかなか難しいと思うんですけども、ここには東京大学でありますとか、相良病院、そういう方々の支援を受けながら事業をされているわけですけども、そういうところの出張旅費等も含めたこういう予算なのか、島自体のいろいろな事業に対するだけの事業なのか、そこらへんはどうなんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 国庫の補助金の分

は1年分、1年度という形で、平成29年度執行する予定にしております。

その中身としましては、東京大学、あるいは相良病院等の旅費等も含めて、全体でという形になります。あと運動プログラムの開発とか、そういう事業を進めていくときに使用する金額になります。

○委員（新原春二）具体的な事業の中身はなかなかわからないわけですが、ここに出てきている体操教室、ここに出てきているわけですね、体操教室に参加される島民の皆さんに対する手当てなんかというのを決めて、事業化になっているのか、そこら辺はどうでしょうか。

○市民健康課長（檜垣淳子）参加される方は無料で参加するという形になりますので、その手当てとかは支払いはいたしませんけれども、リーダーになる方に、少し旅費等の出向はする予定にしております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はつきたと認めます。
委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]
○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第96号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第96号平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）続きまして、議案第96号特別会計に係る補正予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書の60ページとともに、平成29年度第1回補正予算概要の10ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費は384万5,000円の増額で、特定離島ふるさとおこし推進事業採択に伴う、上甕診療所のラップトップ型血液分析装置及び鹿島診療所の自動分割分包器の機器更新に伴う増額補正であります。

続きまして歳入について御説明いたしますので、

予算に関する説明書の58ページをお開きください。4款1項1目施設整備費補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金307万5,000円の増額は県の事業採択に伴い、県補助金を増額補正するものであります。

次に、59ページをごらんください。同じく1目一般会計繰入金77万円の増額は、一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

以上で、特別会計の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
これより、これより、討論・採決を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）特にありません。

○委員長（福田俊一郎）これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）選定療養費について、本会議でも取り上げましたけれども、一定の歩み寄りというのかな、電話をすれば、電話をして、輪番制の病院に電話するか、緊急電話をして、そして症状を訴えて、病院に来てみてくださいという場合は、緊急を要するというふうな判断をして、選定療養費はそのときは負担をしないでいいというふうな答弁だったと思うんですが、それは確認してよろしいですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）なかなかうまく伝えることが難しい部分もあるんですけど、8の医療機関のほうが選定療養費を導入いたしますので、そこが当番であるとする、その先生が実際、窓口に行ったときに緊急であるかどうかという判断を最終的にされる方でありますので、そういったところに事前に電話を照会して、症状等からして今すぐ来てくださいというようなケースの場合は選定療養費の対象外、緊急を要するというような判断の中で通常の医療行為の中で処理されるというふうに考えております。

ただし、いろんなケースも考えられると思っております、一つにはとりあえず来てくださいというようなことも、多分あるのかなど現実的には思います。そこについては、パニックになっておられたり、いろいろ心配される中で症状のほうを、簡単に言えば、大きく言ったりとかいろいろありますので、そこら辺の部分というのは厳密にとりあえず来なさいと言った部分が緊急になるのかというと、ちょっと難しい部分はありますけど、きちっと先生のほうが状況を聞き取って、今すぐ走ってきなさいとかいった部分についてはなるものというふうに回答させていただいたところであります。

緊急電話の場合に、電話を受ける方が医師である場合もあれば、その他関係者の場合等もありますので、症状等を見て、緊急で走っていったほうがよくないですかというふうに相談に出られた方が申告されている患者さんにアドバイスをするという立場の緊急電話となっておりますので、そこら辺については実地を動かしていく中できちっと整理していかないといけないのかなどというふうに思っておりますし、私どものほうも医師会に対しまして、そういう問い合わせがあったときに、症状等の部分から走ってきなさいと言われたようなときにはどうなるのかということを改めて確認をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（井上勝博）ちょっと詰めていかないと、本当にグレーゾーンというのが怖いところで、症状を訴えても、来てもいいけど、来なくてもいいよみたいなそんな対応をされた場合に、しかしその後、重篤になるというようなことになった場合に、訴訟に発展する可能性もあるわけであって、そこが非常に心配なところなんですよ。

だから、よく私、申し入れにいったときに、具体的なケースを言われるんですよ。例えば、虫に刺されたくらいで来る人がいるんですよとか、それから昼間働いているから夜来るとい人もいますんですよとか、酔っぱらってくる人もいますんですよとか、そういう具体的なケースを言われるわけですね。しかし、そんなに多くはないと思うんですよ。だから私はそういうふうに言われるわけだから、そういうケースの場合については選定療養費をとりますよとか、あるいはあした来てくださいというふうにしますとか、そんなふうに限定したらどうかなど。あきらかにコンビニ受診ということを行うのであればですよ。私はコンビニ受診というのはなかなか難しい概念と、はっきりとした概念でできるのかなどというふうに思うんですよ。だからコンビニ受診という言葉も知らない方もたくさんいらっしゃるし、鹿児島市の市議会議員にも何、その言葉って言われて、本当にコンビニ受診というのは薩摩川内市しか使っていないのかなどか思ったりして、テレビでも時々出るみたいですけども、やっぱり概念が、科学的な概念じゃないから、そこがトラブルのもとというふうに私は思うんです。

ですので、選定療養費という形でお金をとるという形になると、どうしてもお金の心配がある。電話で相談しても、本人がぼうっとしている場合もあるわけですよ。ぼうっとして電話している場合もある。そのときに来ていただいてもいいけれども、来ていただいたら選定療養費を御準備くださいねというような話になるかもしれませんよね。だから、そういうケースなんかも考えると、実際の運用というのは本当に人の命を左右する問題になってくると思うんですよ。

だから、お金という形ではなくて、先ほど言ったように、具体的なこういうケースの場合はお断りいたしますとか、その場合は選定療養費をとりますよとか、具体的に誰もがそりゃもうちょっと問題だよなというようなケースを出して、そしてコンビニ受診を抑えると。医者負担も軽くすると、そういうやり方をちょっと10月1日までまだ期間もありますので、検討していただいて、詰めていただきたいというふうに思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○市民福祉部長（上大迫 修）今、委員のほうでいろいろ御発言になりましたけど、基本的に選

定療養費の考え方というのを説明させていただきますと、基本的には緊急であるかどうかといった部分は最終的にお医者さんが決められる形になるわけですが、患者の方からしますと、時間外において私は緊急に診てもらいたいんですというような申告があって、そうであるならば通常の診療時間を超えていますので、そういった状況ですから、お金の費用を負担することを、簡単に言えば、みずから申告して医療を受けられるというのが、この選定療養費の基本的な設計でございます。

運用するときには、ほかの医療機関のホームページ等もごらんいただきますと、今回お示しましたとおり、こういう場合は外しますよというような、例示列挙的な形でその基準を示して、ほとんどの方は対象になりますよというようなお知らせの仕方になっています。なおかつ、医療機関は厚生労働省のほうに届け出をして、承認がおりたら作業をするわけですけど、基本的には初診の負担金、大規模な病院のほうで何も紹介書も持たずにいったときにはお金をとりますよ、負担いただきますよというのを、多分カウンターとか、医療機関の窓口添付してありますけど、同じようにそういったものを張って、事前にお知らせをしてというような形になっておりますので、今、委員、言われましたように、命を左右するといった部分というのは捉え方次第だとは思いますが、基本的には事前にそういう運用をしますよということをして、受診行動を変えていただく。要するにコンビニ受診にならないように、23時までにかかりつけ医や救急当番のところで受けていただくというような形のほうにしていくものでありますので、やり方、進め方については私どものほうも議会等で意見があったということもお伝えはいたしますけれども、基本的には医師会のほうで定められた適用除外項目と金額と運用の仕方については、現状、他の地域でもされていますので、問題があるとは考えておりません。きちっと議論はしていきますけれども、このまま多分、制度としては運用されて差し支えないというふうに考えております。

○委員（新原春二）選定療養費の関係については、もっと大きな見地からひもといていかないとまずいと思うんです。はっきり言って、医師会としてはやめてもいいんです。はっきり言って、

もう輪番制の医療体制ですから、特に鹿児島市はもう病院がいっぱいあって、そういう体制はできていますけれども、鹿児島市以外の市町村というのは、こういう輪番制にしていけないんです。していないから、川内市医師会として守っていききたい、市民のためにどうにかしてやりたいということで、こういう発想が出てきたわけで、これがパンクすれば、薩摩川内市の輪番制の医療体制というのはなくなるわけですよ。誰が一番困るかといったら、市民が一番困るわけですよ。そういった意味では、医師会が最終的な苦しい決断をされたらと思うんです。

そこら辺は市民にきちんと知らせないといけないと思うし、こういうお金をとるよということだけが先走ってはいけないと思うんです。大きな、そうした輪番制を守っていくための一つの最終段階の手段ですよということを、市民にきちんとお知らせしていかないといけないので、医師会もなかなかそこまで言えないと思うんです。だから、行政でそういうようなものをきちんと市民に知らしめていかないと、薩摩川内市はこうしたものを持っているということは、非常に大きな財産だと思えます。そういうようなものに今、出水からだとか、宮之城からだとか、串木野からも川内市医師会の体制に来てもらえるんです。

それはみんな、こういう輪番制の医療体制というのをきちっと確立していくための最終的な手段だということを行政が大きく市民にアピールしていただかないと、医師会の輪番制の体制を維持していこうという一つの大きな市民に対するサービスが台なしになっていくと思うんです。だから、そこら辺は最終的な段階だよということを市民のほうにぜひお知らせしていただきたいと要望しておきます。

○委員長（福田俊一郎）要望、意見であります。

○委員（井上勝博）私は方法のことを言っているんです。確かに輪番制を維持するのに、いろいろと苦労されていると。昔は20あったのが今は8しかないということで、お医者さんも軽い症状の方についてはできるだけ日中のうちに来てほしいという、そういう思いがあるということで、それは理解しているんです。

しかし、選定療養費というお金をとるというやり方をすると、本当に当面、お金がないという人たちには一体どうするのかというのをみんな心配

されているわけで、その心配がないというふうにおっしゃって、いろいろ具体的なところは詰めていただくということで、お話をされていらっしゃるんで、それをいろんなケースの場合を考えていただいて、命にかかわらないように、命にかかわるような問題にならないようにしていただきたいということを私はお願いしているわけであって、やり方の問題を言っているわけで、輪番制というのはすばらしいやり方をしているので、ほかの市町村に聞いたら、確かに深夜にぐあいが悪くなったらかかりつけ医のところに行って、どんどんとお医者さん、起きてくださいというようなことをやっているところもまだあるらしいですよ。だから、そういう点では輪番制というのは命を守るために、非常に大事な役割を果たしてきているということは評価しつつ、同時にこういう選定療養費の問題が、お金のない人の抑制にならないようにということを訴えているわけで、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○市民福祉部長（上大迫 修） 詰めていくというふうには先ほど、申しましたけれども、基本的にはやる方向、最終的な方法、苦悩して生み出して確認した方法ですので、そうなるかと思いますが、実際的にやるに際して、議場の中でも申し上げましたとおり、事前に救急ダイヤルでありますとか、日ごろの受診行動を変えていただくといった部分をやることで、命にかかわる部分の回避でありますとか、費用負担に対して御懸念の部分をちゅうちょなく対応できるようにしていくという形でおりますので、そういった環境を整えていくということを医師会のほうとも話をし、先ほど新原委員、御発言がありましたけれども、市として言うてお知らせしないといけないところには注力してやっていきたいというふうにご考えているところでございます。

○委員（持原秀行） ちょっと教えてください。甌のほうで医療従事者用の住宅とか、医師用の住宅とか、上甌、下甌、それぞれ何戸数あるのか教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子） 医師住宅が里が3棟あります。上甌も3棟、あと上甌には医療従事者住宅が1棟、四人住めるような医療従事者住宅があります。鹿島にも医師住宅と歯科医師住宅、あと下甌の手打診療所にも医師住宅と医療従事者住宅があります。それと長浜診療所も医師住宅、

下甌歯科診療所も歯科医師住宅があります。1棟ずつですね。

○委員（持原秀行） そうしたら、医療事業者用の住宅と医師の住宅と入居はきちっと分けられておりますか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 基本的には分けているというふうにご考えておりますが、一部、上甌地域のほうで医師住宅が十分手入れがされていない部分もありまして、医療従事者用の住宅に医師が1世帯、一人入っておられる状況がございます。一部、医療従事者住宅に医師が入っているといった形の状況が発生しております。

○委員（持原秀行） そのことなんです。なぜ、その医師が医師住宅に入らなくて、医療者用のところに入っているか、そこの原因を取り除いていかないと、当然、医療者を募集されても入るところがないですよ。そういうことからすれば、その医師が入る住宅の部分で不都合があるのであれば、きちっとリフォームすべきですよ。聞くところによれば、シロアリが出たりとか何とかというのも聞くんですが、医師はきちっとそういうところにやらないと、医療用のところに医師が入っておる、コミュニケーションとかとりづらいか、そういうのも出てくるじゃないですか。なぜ放置しているんですか。教えてください。

○市民福祉部長（上大迫 修） 今、上甌の関係を言われましたけれども、経緯的なものに若干触れさせていただきますと、医療従事者用の住宅がありまして、4世帯入れるようになっているんですけども、3世帯が入っている状態の中に、新しく歯科の医師のほうを上甌に配置しました。その際に医師住宅はあったんですけども、環境的なことを考えて、医療従事者住宅のほうが比較的新しい施設だったものですから、そちらのほうに入居させているところであります。

今、現在、あいているのが医師住宅が隣に1戸あいているわけですけど、今、持原委員が言われましたとおり、改修はしてあったんですけども、シロアリが入ったりしておりますので、今後、私どもとして、医師住宅と医療従事者住宅を分けて管理している中に、医師が医療従事者住宅に入っているということについては、やはり全体としての整理もついていきませんので、きちっと医師住宅のほうを手をかける部分にはかけて、お移りいただくような協議をちょっとしていきたいなど。

そして、医療従事者のほうも看護師等の確保を含めて、かなり難しい環境がございまして、看護師等が入ります住宅のほうがどのように手当てされているのかというの、やはり雇用に際しての一つの環境整備ということで問われる部分等もありますから、そこら辺等もきちっとみんなのほうで議論しまして、医師に移っていただく方の方法を検討させていただきたい、進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（持原秀行）きちっと分けないと不都合は出るんですね。ですので、医師住宅の環境が悪かったというのがちゃんと把握できているのであれば、きちっとすべきですよ。医療従事者が不足している中で、受け入れ側の役所が入るところをしっかりとしていない、それで募集をかけても来ますか。そういう意味では、上甌、下甌、きちっと住宅対策とか、それをちゃんと受け側としてはしっかりとやっておくべきだと思います。そうした上でないと、安心して赴任してこられません。

だからそういうところをしっかりとやっていたきたいと思いますし、一般質問で言いましたけれども、地域診療所の管理運営のあり方については研究します、3年前からずっとこの部局経営方針にあります。研究したばかりじゃ先へ進まない。やはり迷惑をかけるのは市民ですよ。だから、本当にそこに住んでいる人たちの気持ちに寄り添って、こういうのはやっていただきたい。やっぱり時間をおかない。早くやる。金がないということで済まされる問題でもないなどは考えているんですが、やっぱり離島医療に寄り添った形の中で、しっかりと取り組んでいただきますよう、お願いをしておきます。

○委員長（福田俊一郎）持原委員のほうからありましたけれども、リフォーム計画等を説明することが今、できるんですか。先ほど、部長のほうでシロアリ等が入っているの、リフォームを含めて検討していますということですが、いつごろまでをめどにというようなことで、持原委員のほうから実効性の話をされたところですので、その辺のことは。

○市民福祉部長（上大迫 修）現実、御指摘のありました、その場所の施設については、近く看護師等の採用的なものも目先に見えておりますので、そうしますと、実際に現場を見ていただいて、こういう勤務地、環境でいいのかというようなこ

とを考えますと、その採用が見えてくる時期までには、どこに看護師として入居するというのも見えきり、その中でどんなところまでの整理はできるのかというのを同時並行でちょっと進めていかなければいけないと思っておりますので、めどとしますと、秋口までぐらいまでには、その整理ができないとイケないかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員による質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。以上で、市民健康課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（福田俊一郎）保険年金課の審査に入ります。

△議案第95号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第95号平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）議案第95号平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算の保険年金課分について御説明申し上げます。資料は44ページからになります。

まず、歳出について説明いたしますので、49ページをお開きください。

4款1項1目前期高齢者納付金については、前期高齢者納付金や後期高齢者納付金の負担が特に重い保険者（被用者保険者など）の負担軽減の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者分の負担軽減の費用は、保険者の支え合いと国費で折半することになったための本市国保分の負担増分を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

48ページをお願いします。

9款1項1目繰入金につきましては、先ほど説明しました前期高齢者納付金については、本来、国県調整交付金の対象となるものですが、国県からの交付確定が未確定であるために、一旦繰入金を充て、確定後に再度財源補正を行うものでござ

います。

以上で、特別会計補正予算に係る説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

補足説明をお願いいたします。

○保険年金課長（西田光寛） 所管事務につきましては、定例で報告させていただいております国保と後期高齢者医療保険の短期証と資格者証の交付状況を報告させていただきます。資料は、委員会資料8ページになります。

状況としましては、国保は昨年同時期と比べまして、若干少なく、後期が数名ふえているようでございます。

続きまして、国保新制度準備に係る主なスケジュールについて御説明いたします。

資料9ページが国県市の本年度中のスケジュール、10ページが市の作業スケジュールを抜粋したものでございます。スケジュール内容につきましては、委員会ごとに御報告しておりますが、内容としましては、前回までにお示ししました内容と変更はございません。

9ページのほうをごらんください。

現在、市と市町村で各種事項について協議を重ねており、市町村からの最終的な意見聴取及び県

の国保運営協議会での審議を経て、本年11月をめぐりに県の国保運営方針が定められることとなっております。なお、平成30年度の市町村ごとの納付金及び標準保険料率については、同方針に定める算定方法に基づき、本年12月下旬に国から示される係数を用いて算定を行う必要があることから来年1月に示される予定となっております。その後、本市の保険料及び来年度予算を検討することとなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。以上で、保険年金課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎） 障害・社会福祉課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） それでは、所管事務調査について説明をいたしますので、市民福祉委員会資料の11ページをお開きください。

落口議員の一般質問に対する部長の答弁にもありました避難行動要支援者避難支援等制度について、大雨や台風が今後心配されることもありまして準備しておりました資料で説明をさせていただきます。部長が答弁した内容と一部重複する部分もありますけれども、よろしく願いをいたしません。

まず1の概要ですけれども、高齢者や障害のある方が住みなれた地域の中で、安全で安心して暮らしていただくため、災害に関する情報の提供や避難行動などの支援体制を築き、地域の助け合いによって風水害等災害時の人的災害を少しでも減らそうとする仕組みでございます。

市内にいらっしゃる要配慮者というのは、高齢

者や障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する方々のことを言いますが、その要配慮者の中でも避難時に特に支援が必要と思われる方、こういった方々を避難行動要支援者という表現をしております。みずから避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方々を対象に個人情報等の提供の同意を得た上で、登録の申し出をしていただき、あわせて個別支援計画、避難時の支援者、予定避難先、避難時の必須携行品、避難誘導等の留意事項などを登録していただく内容でございますが、そちらのほうを作成し、避難支援等関係者、行政、それから民生委員、自治会長等で情報を共有し、災害時のみならず、日ごろの見守り、助け合いにも活用するものでございます。

登録については、次ページの12ページをごらんください。

こちらのほうが申出書兼台帳になりまして、上段の「私は」というところからありますが、個人情報の提供への同意をしていただくものでございまして、四角囲みの部分の米印で表示してある部分のところは、必須事項として記入をお願いしているものでございます。そのほか、医療保険、災害時に必要な支援、かかりつけの医療機関等については、任意項目となっております。

それから右のページの13ページの個別支援計画につきましては、避難時に支援をしていただける方などの情報、それから予定避難先、避難時の必須携行品、避難先での留意事項などを民生委員などに協力を得ながら作成をしているものでございます。

また11ページのほうにお返りください。

2の要支援者支援システムについてでございますが、12ページ、13ページの申し出等で提出された内容については、システムに入力をされ、本市の地図情報システムGISとリンクをしております。要支援者は地図上に丸で表示され、あわせて登録内容等が参照できる仕組みとなっております。

また、抽出条件を設定することで、該当する支援者のみを抽出することもできるようになっております。

システムへのアクセスにつきましては、パスワードで管理をされておまして、防災業務に従事する職員は全てアクセスできるようになってお

ります。平成24年度に導入し、災害対策基本法の改正に基づき、平成27年度に一部改修をしているものでございます。登録申し出をされた方の情報等につきましては、関係する分を民生委員には毎月の定例会で障害・社会福祉課のほうから、それから自治会長へは地域防災会議のときに、詰所長が出力し、紙情報として提供しているところでございます。

台帳内容の変更があった場合につきましては、民生委員、自治会長等から随時連絡票をいただいてデータを修正、更新することとしております。

また申し出をされていない避難行動要支援者の方々の名簿情報は、関係課からデータ提供されたものをシステムで把握しておまして、命にかかわる被害等が予想される場合は、同意があるなしにかかわらず、安否確認等に活用することとしております。この名簿の作成につきましては、平成26年度4月から施行されました改正災害対策基本法により市町村に作成が義務づけられたもので、市内の要配慮者数等の状況については、3の表のとおりであり、要配慮者の数が1万433人、制度への登録者が2,961人、そのうち避難時の支援者が選定されている方が1,995人という状況となっております。

最後に、この制度の課題として考えていることが3点ほどございまして、一つ目が名簿データについて定期的に更新し、新しいデータで管理しなければならないと考えておりますので、関係課の所管するデータを定期的にいただき、更新してまいります。

二つ目が要配慮者に対する登録申出者の割合が約30%でありまして、また避難時の要支援者まで選定してある方の割合が67%という状況にとどまっておりますので、今後未登録者へは、7月以降郵送で市から直接制度の周知及び登録の依頼をする予定としております。

三つ目としまして、要支援者から提供されました情報等についても、随時更新していく必要がありますので、民生委員、自治会長、さらに必要があれば市の委託事業者である障害者基幹相談支援センター等の協力を得ながら制度を有効なものとして、地域の見守り活動、災害時等の避難支援、安否確認等に役立てられるよう充実、改善してまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明が終わりました。

これより御質疑いただきたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（井上勝博） 全体としては、1万4333人が対象者と考えていいかと思うんですけども、そのうち登録者が2,961人、それ以外の方も緊急時には、いろいろ救助をするんだというお話だったんですが、この1万4333人には、全員にこういう制度がありますけれども、登録してくださいというふうに全員に当たり切っているということなんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 今回郵送しようと考えているところが要介護者、障害者、特定疾患等につきまして新たな制度で災害対策基本法の改正に伴い、要支援者として範囲を決めたところがございまして、その方々に対して、約4,000名程度になりますけれども、その方々に今回郵送して登録の促進をしていこうとするものでございます。

○委員（井上勝博） 済みません、65歳以上のひとり暮らしの高齢者はどうされるんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 65歳以上の高齢者の中には、要支援者に入る方もいらっしゃるけれど、そうでない方もいらっしゃいますので、ひとり暮らし高齢者の方全員に対して、調査をするものではございません。また、ひとり暮らし高齢者につきましては、年に1回民生委員のほうで調査もしておりますので、そういったものも含めて、必要がある方については、民生委員のほうからまた登録の働きかけもしていただくという形で、65歳以上の方については考えております。

○委員（持原秀行） 先日、地域防災会議あって、その中で自治会長さんとか見えられた中で、やはりこの問題が出まして、この名簿が来た。自分の自治会の中では、自治会長さんはやっぱり把握しておかなあかんということで一番気になられたのが、避難の支援者の情報の中で、要支援者の中で1名しか書いていないと、もしくは書いていない。その要支援者の方がとてもじゃないけれども支援者が一人で行っても、こういう突発的なときとか、避難とかさせられないよねという話が出たんですね。その症状によってはそうですね。一人で一人の人を抱えようと、避難させるというのは無理なことで、そういう情報からすれば、近

所でちゃんときちっとボランティアでもやっていただけのお人があるところについては、他人であろうが、隣接、近所の人とかにお願いをして、もしものときはお願いしますという、そういうのをやっぱり広げていかないと、一人に対して一人でもいいのかなという、ちょっと疑問に思っているんですが、やっぱりそのあたりの地域のコミュニケーションを図るという意味では、隣近所の助けというのがやっぱりこの熊本地震の折でもやっぱり大事なことだということが言われてますので遠いところにお人よりも近所の知人、友人に頼むというのが大事じゃないかなと思うんですが、やっぱりそういうところで気にかけて生活をしているわけですから、そういうところをやっぱりきちっと複数登録させるというのをやっぱり指導すべきだと思うんですが、いかがですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 現在、作成している個別支援計画につきましては、避難申出書の提出があったときに、その申出者で選定されて、登録された内容でございまして、今、議員御指摘のような支援者の方が1名しかない、それから支援者については、調整ができなくて書けなかったという方々もいらっしゃいますので、今後、こういったところについては、課題だと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

○委員（瀬尾和敬） 私、今、自治会長をしまして、実はこういうものが支援者登録申出書の何とかかんとかいうのがあるというのを知らないで、自主防災会議というのを開いたんです。実行班が五つあるものですから、それぞれの班長さん、それに民生委員さん、消防団関係の人たちが集まって、それぞれ話し合いをしたんですが、各班でそれぞれ情報をお持ちでしょう。例えばどのおばちゃんは、いざというときには避難するのが大変だから、みんなで手伝いましょうとか、そういうふうな連絡網体制ができますかねというような話をしたんですけども、私の考え方は、ある程度正しかったんですね。これに今言われましたけれども、個別支援計画、支援者誰々と書いてありますけれども、あの人はいつも日常この辺にいないから、周りのお人はいざというときには支えましょうというような話をしました。それはそれでよかったんです。ただ、そこでネックになるというか、これは個人情報として余りにも大事に抱える余り、私はたまさかこういうものの存在という

のを詳しく知らないで、そういう会議を開いたんですけれども、これを知っている人たちは、これは個人情報だから世間に出してはいけないんだと書いてしまうんですね。そういうふうな風潮が強過ぎると、いざというときに効果がないんじゃないかという気がする。だから個人情報といっても、ある程度は皆さんにお知らせできるところのぎりぎりのところというので進めていかないと、これから災害とかありますから、その辺の微妙なところが難しいと思うんですよ、今さん個人情報の保護をいいますから。そこを当局とされては、個人情報の範囲でどうのこうのとききれいな言葉で言われますけれども、実際我々現場にタッチする人間にとっては、そんなこと言っておれないんだよというものもあるんですよ。だからその辺の進め方をどうされるかというのを、ちょっとここを脱却しないと、いざというときには大変なことになりますよ。実際できないことになります。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 制度の周知につきましては、毎年自治会運営説明会というのが、それぞれの地域であると思っておりますけれども、そのときに避難行動要支援制度のことについては、説明をさせていただいているつもりでございます。

それから個人情報のことについてなんですけれども、どうしてもこの名簿につきましては、情報提供の同意を得た方については、情報提供できるけれども、それ以外の方については、平常時については提供はできません。先ほど説明の中でも言いましたとおり、命にかかわるような災害が起こるおそれがある、安否の確認をしなければならぬとか、そういった場合につきましては、全ての登録されている支援者の名簿等につきまして、提供させていただき、それぞれのところでの安否確認だったりとか、避難支援に活用していただきたいというふうに考えているところです。

○市民福祉部長（上大迫 修） 今、瀬尾委員が言われた中で、私どものほうがこの個別支援計画をつくるに当たっては、自治会長さんとか、コミュニティ協議会とか、地域防災の組織の方の支援をいただきながら、これをつくるというふうにしておりますので、つくる中には、今言われました日ごろ昼間はないとか、そういった地域の情報を本人さんとのやりとりの中で確認いただいて、書いていくデータが上がるわけなので、その情報の資料という形できちっとお配りするという

のはなかなか難しい面もありますけれども、これをつくるに当たって、本人さんと地域の皆さんのほうが意見を交わして、こういった状況になっているというのは、耳情報になるかもしれませんが、きちっとした共有というのが図れるような環境、仕組みはつくっているつもりでございます。

よって、これからまた自治会長さん方のほうに、個別支援計画をつくるときに、協力される際には、そういった耳よりの情報をもとに複数の支援者のほうを設定するという考え方で作業をしていただければ、今言っていた分の情報のあるなしではなくて、コミュニケーションがとれた中で作業が進むというふうに考えてございますので、配慮したいと思っております。

○委員（瀬尾和敬） 各班長さん方の情報を収集しますと、この個別支援計画に合致する方もいらっしゃる、そうでない方もいらっしゃるんです。あのおばちゃんはお耳が遠いから幾ら無線で災害発生を言ってもわからないよとかいう方もいらっしゃる。いろんなのが出てきまして、我々の結論は、これはここに出された名簿とかいうのは出すわけにはいかないけれども、今言われた人たちがほとんど載っていたと。ただ、そのほかにもいろいろいらっしゃるから、みんなとてにかく見守り体制というのをしっかりしましょうということで一応の結びにしたんですけれども、これを公表する、しないということに相当神経を使っているんじゃないかというふうな感じがするんですけど、意外と地域はもうわかっているんですよ、はっきり言って、そんなにおっしゃるけど。おっしゃるから、はい、わかりましたで、こうやっていますけれども、頑張っている。ということで、結構頑張っている地域もある。だからこれから先は、この個人情報との闘いかもしれませんけれども、余りこだわり過ぎると、いざというときに大変だなという思いがあるということをお伝えしておきたいと思っております。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。

○議員（落口久光） 済みません。2番のところに、この情報を市の地図情報システムともリンクさせているというふうになってはいますが、多分これって消防なんかが使っているやつにもリンクしているやつのことですよ。ちょっと違うんですかね。仮にだとして、他市の話なんですけど、

実際、出水での事例なんですけれども、要配慮者の情報だけではないんでしょうけれども、各関係課からのデータ提供というのがここに書いてあったので、ちょっとあえて聞きたかったんですけれども、高齢の御夫婦で住まれている、もう10年ぐらい前に旦那さんが亡くなられて、もうひとり暮らしなんです。たまたま救急車を呼んだときに、御主人ですか、どちらですかというような受け答えがあって、何で死亡届から何か出しているのに、そういうことを聞くんだろうなというのがあったというのをちょっとこの前聞いたものですから、本市ではこういうことはないのかもしれないんですけれども、もし万が一地震とか家屋が倒壊して、救急隊がそこに助けに行ったりしたときに、救急隊が持っている情報で、二人ここにいるんだと思っていて、実は一人しかいなかった場合に、一人は救出できたんだけど、やっぱりずっともう一人いるはずだと助けるようなことになっていてもまたいかなのかなというのがあったものですから、この関係課とのデータ共有というのをこの要支援者登録だけでは限らないところもあるんですけれども、もう一回ちょっともし不備があるのであれば、見直しとかいうのはしていただいたほうがいいのかなというのをちょっと言わせていただきましたので、ちなみにどうなっているんですか、それは。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）住民票のデータにつきましても、市のアクロのデータから定期的に直接はリンクしておりませんので、定期的にデータを突き合わせた形で亡くなった方については、消除されるような格好でデータの整理はしているところです。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午前11時55分休憩

~~~~~

午後12時57分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について、御説明させていただきます。

市民福祉委員会資料の14ページをお開きください。

新聞報道等でも御存じのことと思いますが、本年5月26日に改正介護保険法が成立しましたので、その改正のポイントについて、本年2月に国会に提出された資料をもとに御説明したいと思います。なお、具体的な基準等につきましては、今後政令で定められることとなっていることから、今回は改正内容の概要の説明になります。

まず15ページをごらんください。

改正する法律のポイントですが、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のこの2項目と、その中に詳細項目が五つございますので、次ページ以降で、この5項目の概要について御説明いたします。

16ページをごらんください。

まず、1の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進についてです。

ページ下段のフローチャートをごらんいただきたいと思いますが、左のほうから各保険者はデータに基づく地域課題を分析し、取り組み内容や目標値を計画に掲げ、それらの目標達成のための効果的な介護予防等を実施し、その目標達成、改善度合い等によって財政的なインセンティブが付与されるというもので、保険者機能を発揮して、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを行い、その取り組みを評価するという仕組みが制度化されます。

次に、17ページをごらんください。

2の新たな介護保険施設の創設についてです。

ページ中段の新たな介護保険施設の概要に記載のとおり、長期療養のための医療と日常生活の世話（介護）を一体的に提供する介護医療院を新たに創設するというものです。

なお、下から2行目の星印に記載があるとおり、現在、本市にも3施設ございますが、現行の介護療養病床については、本年度末で廃止予定であったものを新たな施設への移行を促すため、経過措置期間が6年間延長されるようです。

次に、18ページをごらんください。

3の地域共生社会の実現に向けた取組の推進になります。これは、多様で複合的な地域生活課題に関する地域づくりや支援体制の整備になりますが、その中でもページ下段の新たな共生型サービスを位置づけという欄に記載のとおり、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくする新たな共生型サービスが設けられるものであります。

次に、19ページをごらんください。

4の現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しについてです。

詳細は、今後政令等で定められますが、左側の表に記載のとおり、現在単身世帯で合計所得金額が280万円以上の2割負担者のうち、340万円以上の方は3割負担になるということが示されており、平成30年8月からの施行予定となっております。

また、右上に記載しておりますが、3割負担となり、かつ実質的に負担増となる方は受給者全体の約3%、約12万人という推計も示されております。

最後になりますが、20ページをごらんください。

5の介護納付金における総報酬割の導入についてです。現在、40歳から64歳までの第2号被保険者については、各医療保険者が加入者数に応じて介護保険料を負担しておりますが、これを報酬額に比例した負担へと変更するものです。激変緩和の観点から、本年度8月から段階的に導入し、平成32年度に全面移行となるようです。

なお、ページの左下になりますが、この改正により負担増となる被保険者が約1,300万人、負担減となる被保険者が約1,700万人という推計が示されております。

以上が、今回改正となる介護保険法の概要ですが、冒頭でも御説明したとおり、詳細な介護報酬や基準等につきましては、今後検討し、政令で定めることとされておりますが、本年度は平成30年度から平成32年度までの計画である第

7期介護保険事業計画を策定する年になりますので、今後示される制度改正の詳細な内容等も考慮しながら計画を策定してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。委員会資料以外からでもどうぞ。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

△保護課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次は、保護課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊） それでは、保護課の所管事務の説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料の21ページをお開きください。

1の生活保護の状況についてです。

(1)は3月時点での被保護人員及び保護率の年次推移であります。表の下、米印にありますように、平成29年3月の全国人員・保護率につきましては、生活保護速報による発表がないため、直近の2月の速報値であります。昨年3月と比較して、全国、県とも人員・保護率は減少傾向ですが、本市では人員はほぼ横ばい、分母となる人口の減少により、保護率は増加しているところであります。なお、保護率では県内19市中13番目となっております。

次に、(2)は本市相談件数及び生活保護申請数の推移でございます。平成28年度の相談件数215件、申請件数156件、保護開始件数121件といずれも昨年より減少しているところであります。

次に、(3)は、3月時点の本市世帯類型別の

推移です。高齢者世帯数が394世帯と最も多く、世帯割合もほぼ5割になるかというところがあります。なお、この傾向は国、県でも同様でございます。

次に、2の公的年金制度改革についてです。

これは、平成29年8月1日から公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金保護等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されることにより、これまで公的年金の受給資格期間が25年300月であったものが、10年120月に短縮されるものです。生活保護では、これまでも保護申請時に年金事務所において、年金調査を行い、未請求の年金があった場合には請求をしていましたが、今回の制度改革において、新たに請求権が発生する被保護者に対しても現在、請求指導を行っているところでございます。

表の年金受給者数404人は、5月25日現在の総年金受給者数であり、20歳以上の障害年金受給者も含まれた総数でございます。年金短縮該当者数121人は、今回の制度改革により受給権が発生するものであり、60歳以上の厚生年金該当者を含むものでございます。

22ページをごらんください。

3の消費生活相談等の状況についてです。

(1)は相談件数の推移です。平成28年度は540件と、平成27年度と比較して大きく減少しておりますが、平成27年度は台風15号による倒木処理などの相談が多数寄せられたこともあり、一時的に相談件数が増加したものと考えております。

次に、(2)は平成28年度の主な相談内容であります。運輸・通信に関するものが15.7%と最も多く、次いで金融に関するものが9.3%となっております。運輸・通信の中では、アダルトサイトに関する相談が最も多く、金融ではサラ金等の相談が多く寄せられているところです。その他では、消費生活相談以外の相続や相隣関係、いわゆる隣近所との関係などの相談が多く寄せられています。

次に、(3)は消費生活講座の開催状況です。平成28年度は14回の講座を開催し、762人の参加がありました。内訳としまして、高齢者団体が8件、学校関係で高校が2件、中学校が2件、職業訓練機関が2件となっております。消費者ト

ラブルの未然防止には、こうした取り組みが大切と考えております。最近では、高齢者の消費トラブルや中高生によるスマホ、インターネットによるトラブル、新社会人となった方々の契約トラブルも多く見られていることから、今後も積極的に出かけていきたいと考えております。

次に、4の生活困窮者自立相談支援制度の状況についてです。

(1)の相談件数の推移ですが、この制度は、平成27年4月から開始をされており、平成27年度170件、平成28年度154件の相談を受けております。

(2)の平成28年度の主な相談内容では、項目別に示してありますが、複数の相談をされる方がほとんどのため、相談者の相談の中から最優先の相談を1件として、計154人の方からの相談を受けております。相談内容では、収入、生活費が最も多く42.2%、次いで仕事探し、就職に関するものが14.2%であります。相談を受けてからの支援の結果ですが、平成28年度154件のうち、改善が図られたものが7件、現在も支援を継続中のものが35件、関係機関へつなげたものが48件であります。なお、相談のみで終了した件数が残り64件となっております。

生活保護を初め、生活に困窮される世帯は、今後もふえ続けるものと予想されることから、保護課では、相談支援体制の充実とともに、ケースワーカー、各相談員の知識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長(福田俊一郎) 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福田俊一郎) 質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

○議員(松澤 力) 1点だけ済みません。生活保護を受けていらっしゃる方の相談というか、私、中郷有英地区に住んでいるんですけども、その中で今、保護課のほうでも対応してくださっているところだと思うんですけども、生活保護を受けていらっしゃる方が例えばごみ出しのルールを守らないとか、住民の地域の方に突然朝、とびらをたたいたりとか、ちょっと地域の方に迷惑行為みたいなのをされる方がいらっしゃるという相談を受けることもあるんですけども、

そういった中で住民の方としては、そういういろんな迷惑行為をされている方が当たり前前に生活保護を受けているということに対するちょっと御意見というか、ちょっとこんな状況でいいのかみたいな御意見をいただくこともあるんですけども、そのあたりの方への指導というか、いろんな相談を受けていらっしゃることでどのような対応をしてくださっているかというのを少し教えていただけたらと思っています。

○保護課長（松尾和俊）一部の保護者であるとは思っておりますけれども、確かにトラブルを起こされる方もいらっしゃいます。議員御指摘のありましたケースなどにつきましては、指導はケースワーカーの指導と、それと指導員を同行しての指導、必要に応じて生活保護の適正推進員を同行しましての指導ということで、まず話し合いから入っているところでございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第89号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）議案第89号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、お手元の議案つづりその2、89の1ページをお開きください。

議案第89号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が御説明したとおりでございます。

改正内容につきましては、議会資料で御説明いたしますので、市民福祉部議会資料の1ページをお開きください。

趣旨といたしまして、幼児教育の段階的無償化に係る子ども・子育て支援法施行令が改正されまして、特定教育・保育施設等を利用する市町村民

税非課税における第2子の保育料を無料とするとともに、ひとり親世帯等のさらなる負担軽減措置を拡大することになったため、子ども・子育て支援法に基づく特例保育を行う市立のへき地保育所について、保育料のほか、所定の規定の整備を図ろうとするものでございます。

概要につきましては、一つ目といたしまして、保育料階層区分で2階層、これにつきましては、市町村民税が非課税の世帯のうち、多子世帯である場合の第2子を無償とする。一つ目の括弧書きがゼロ円となります。

保育料階層区分で3階層または4階層、これは市町村民税の所得割合計額が7万7,101円未満の世帯のうち、ひとり親世帯、障害者同居世帯等である場合の第1子の保育料を軽減する。次の表の上段のとおり、各減額するものでございます。

3番目といたしまして、保育料算定上の根拠となる市町村民税所得割額について、その計算上適用しない項目、これにつきましては、ふるさと納税に伴う税額控除等でございます。これを整備するものでございます。

4番目に用語の定義を修正いたします。

最後に、保育料に関する規定は、ことしの4月分から適用することとなります。

なお、適用を受ける児童は、今現在では該当がございません。国の制度改正によりまして改正するものでございます。

以上で、議案第89号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第93号 平成29年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第93号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第93号一般会計補正予算、子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

予算に関する説明書17ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は、3億8,128万5,000円の増額補正で、内容は備考欄をごらんください。事項児童福祉施設整備費は、2カ所の増築移転する認定こども園整備に関する補助金で、保育所等整備交付金は、認定こども園の保育所部分、認定こども園施設整備交付金は、認定こども園の幼稚園に関する部分の整備に要する補助金でございます。今回は、待機児童解消のために保育所部分を増員しながら、保育所の認定こども園化を図るものでございます。国の内示がございました2カ所分でございます。1カ所目は、樋脇町市比野の社会福祉法人諏訪福祉会が運営いたします諏訪保育園の老朽化、築36年ほどたっておりまして、これに伴いまして認定こども園として、増築移転するもので、完成後は、1号定員、これは幼稚園の部分でございます、9人、2号・3号認定の保育所部分で71人の合計80人の認定こども園としてスタートする予定でございます。

2カ所目は、東郷町斧淵の社会福祉法人東郷福祉会が運営いたします若あゆ保育園の老朽化、これにつきましては築38年たっておりまして、認定こども園として、小中一貫校として開校予定の東郷学園に隣接する市有地に増築移転するもので、完成後は、1号認定20人、2号・3号認定80人の合計100人の認定こども園として、スタートする予定でございます。

なお、保育所等整備交付金につきましては、本来は市の負担額は基準額の4分の1なんですけれども、待機児童解消に効果があるということで、

これが12分の1の負担ということで、市の負担が相当額軽減されることになっております。

ここで保育施設の状況につきまして、御説明いたしますので、市民福祉委員会資料の23ページをお開きください。

保育施設の定員・利用児童数の推移につきましては、1の表のとおりでございます。平成24年度に2,185名の定員でございましたが、平成29年度には2,552人と367人の定員増を図っているところでございます。利用児童数も年々ふえまして、平成29年度には、平成24年度と比べまして298人増の2,658人の増加となっているところでございます。

また、定員に対する利用児童数の割合も平成28年4月1日現在で104.8%、平成29年3月1日現在では、113.8%となっているところでございます。

また、2の待機児童の推移をごらんいただくと、厚生労働省基準、これにつきましては、おおむね30分以内に行ける保育園に空きがある場合、待機児童に含めないという基準があるのでございますが、平成24年度を除きまして、毎年厚生労働省基準で待機児童が発生している状況でございます。

それと、本年4月1日現在の待機児童は、厚生労働省基準で7名、総申し込みに対し54名の待機児童が発生している状況でございます。特に平成27年、28年度において施設整備によりまして定員を116人増員いたしました。子どもの数といたしましては、残念ながら101人減っておるんですけども、利用児童数は逆に105人増加しておりまして、本年4月1日現在で、残念ながら待機児童の解消というところまではできなかったところでございます。

なお、7月に繰越事業分の小規模事業所、これは平佐町にあるんですけども、これが19人定員で7月にオープンする予定でございます。

今後、児童の数は、資料下段のとおり毎年減少しておるんですけども、女性の社会進出等で保育所の需要はますます増加しておりまして、今後も年度末で待機児童ゼロを目指しまして、さらに保育施設等の整備等の対策が必要であるんじゃないかと考えております。

引き続き歳入につきましては、予算に関する説明書の9ページをお開きください。

子育て支援課分は、15款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金3億765万8,000円の増額補正で、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金につきましては、今言いました2カ所の認定こども園増築移転に伴うものでございます。

以上で、議案第93号一般会計補正予算中子育て支援課分について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（松澤 力） 私、本会議でもちょっと質問させていただいて、保育所の今希望が集中するところで、新しく増設するのは難しいということ、今検討されているところで、その受け入れ定員を増やしていくというところで検討をしてくださっているということで答弁もいただいたんですけども、先ほども女性の社会進出ということで今後もこの保育所の需要が高くなるという見込みもあるということで、今後検討されている保育園の具体的にどのあたりをふやしていくとかいう見込みがあれば教えていただけたらと思ったんですけども。

○子育て支援課長（知識伸一） 市街地部分が実際すごく多いという、旧の川内市のところでございます。今までであるところはおおむねいっぱい、もう増築といえますか、定員をふやしておって、なかなかこれがふやすことができないと。新しくつくられたところなんか可能性とすれば、定員をふやす可能性、保育士さんがいらっしゃるかどうかの話。1年に1回、保育所整備審査会というのを開催しております、そこで既存の保育園ですとか、新しいので保育園を開設したいという方なんか公募をかけまして、そこでいろいろお話をしながら、できましたらその施設整備をそういう民間の力をかりましてつくりまして、それで定員を拡幅できればなどということで、あわせて保育士の対策も今非常に必要になってきていると思いますので、あわせながらやっていきたいと考えているところでございます。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第93号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑はすべて終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○子育て支援課長（知識伸一） 特にございません。

○委員長（福田俊一郎） これより所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 学童保育はかなりいろいろ整備されてきてはいると思うんですが、しかしやっぱり要望はまだまだあるということで、きのうちょっと聞いたのは、川内小学校の学童保育がちょっと条件的に、例えば幼稚園が運営しているところがあれば、その幼稚園の卒園児のみの学童保育であったりとか、距離が長かったりとかいろいろあって、お母さん方の中では、学童保育を求める声があるらしいんですけども、そういった今現状として、この学童保育が求められているところなどは、どのように今把握していらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一） 私がちょうど来て4年目になるんですけども、来た当初は17カ所の放課後児童クラブがございまして、今は28児童クラブにふえたところでございます。今御指摘がありますように、川内のほうが保育園のほうでされているのが、2キロぐらい離れたところにありまして、1カ所だけなんですけれども。実は保護者会の方なんかもそういう形で地域でつくってきたいということで、御相談はお見えになっているところでございます。私どももそうい

うので、まずは継続してできるかどうかというのをまず皆さんで意思確認をしていただいて、やっていただくという形で、そういうお話があれば、こちらのほうも補助金等を活用しまして、つくっていく方向で、あわせて先ほど言いました小規模保育所平佐というのが場所的に平佐の駅の裏のマルナカさん、スーパーさんがあって、その近くになるんですけども、そこにできるんです。そこでも放課後児童クラブを今度から実施をされるんですけども、お話を伺いますと、場所は平佐西校区なんですけれども、川内校区の方々でもそういう形で希望をする方があれば、率先して受け入れていただけるということで、今後はそういう形で放課後児童クラブを必要とされる方に対応していきたいということで考えております。

○委員（井上勝博）わかりました。ちょっと私が相談を受けた方は、どうやったら学童保育というのを開けるんですかみたいな相談だったものですから、お母さん方で話し合って、子育て支援課に行ってくださいという話をしたわけですが、既に相談があるということなんだろうと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

[当局退室]

---

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（福田俊一郎）それでは、以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（福田俊一郎）次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

先ほど所管の中で、瀬尾委員のほうから川内ク

リーンセンターと川内汚泥再生処理センターの現地視察をというお話があったところでしたが、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

[「実施の方向で」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）今、杉菌委員のほうから実施の方向でということですが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）それでは、時期等をまた見まして、実施という方向で進めさせていただきたいと思います。そのようによろしくお願ひいたします。

---

△開 会

○委員長（福田俊一郎）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 福田俊一郎